

富山高岡広域都市計画地区計画の変更  
(富山市決定)

呉羽南部地区 地区計画

計 画 書

富 山 市

富山高岡広域都市計画地区計画の変更（富山市決定）

都市計画 呉羽南部地区 地区計画を次のように変更する。

名 称	呉羽南部地区 地区計画	
位 置	富山市北押川字向野の全部並びに北押川、北押川字角口、池多、境野新、杉谷、古沢、平岡及び平岡字中島の各一部	
面 積	約 70.6 ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、富山市中心部より西へ約8 kmに位置し、北陸自動車道富山西インターチェンジに隣接する交通利便性に優れた地区である。</p> <p>同インターチェンジは、周辺開発と一体的に進める開発追加型インターチェンジとして整備されたものであり、当地区は、その開発事業地として、先端技術施設や流通関連施設の集積による産業拠点を形成することとしている。</p> <p>このことから、地区計画の導入により、建築物等の用途の混在を防止するとともに、敷地の細分化による産業環境の悪化を防止し、周辺の自然環境や景観と調和した、新しい産業拠点としてふさわしい企業団地の形成を目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	産業拠点到ふさわしい、先端技術施設や工業・流通業務系施設を中心とした土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	地区内の土地利用の整序が図られるように、道路の適正な配置に努めるとともに、周辺環境に配慮するために、地区の外縁部に緑地を配置するなど、その適正な配置に努める。
	建築物等の整備の方針	周辺の自然環境や景観との調和に十分配慮するとともに、建築物等の用途の混在、敷地の細分化による産業環境の悪化を防止するため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。

地区整備計画書

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	呉羽南部（Ⅰ）地区	
			地区の面積	約 33.6 ha	
		建築物等の用途の制限	<p>次に掲げるものは、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅（現に<sup>※1</sup>存する住宅の敷地内における自己の居住の用に供する目的で建築されるものを除く。）</li> <li>2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿</li> <li>3. 店舗（ガソリンスタンドを除く。）又は飲食店のうちその用途に供する部分の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>以上のもの。</li> <li>4. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）130 条の 6 の 2 で定める運動施設</li> <li>5. カラオケボックス又はダンスホール</li> <li>6. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、勝車投票券発売所又は勝船投票券発売所</li> <li>7. 集会場</li> <li>8. 図書館又は博物館</li> <li>9. 自動車教習所</li> <li>10. 神社、寺院又は教会</li> <li>11. 公衆浴場</li> <li>12. 畜舎</li> <li>13. 社会福祉施設<sup>※2</sup></li> </ol>		
		建築物の敷地面積の最低限度	<p>1,000 m<sup>2</sup> ただし、公益上必要な建築物の敷地とする場合及び現に<sup>※1</sup>建築物の敷地として使用されている土地について、その全部を一つの敷地として使用する場合については、適用しないものとする。</p>		
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1.0 m以上とする。</p>		
かき又はさくの構造の制限	<p>道路に接する部分に、かき又はさくを設置する場合は、原則として生垣とする。その他の構造とする場合は周辺の景観を損ねないもので、透視可能なものとする。</p>				

※1 「現に」とは、当初の地区計画の告示日（平成 17 年 12 月 19 日）をいう。

※2 「社会福祉施設」とは、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する更生保護事業の用に供する施設をいう。（以下同じ。）

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の	地区の名称	呉羽南部（Ⅱ）地区	
		区分	地区の面積	約 37.0 ha	
		建築物等の用途の制限	<p>次に掲げるものは、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅（現に<sup>※3</sup>存する住宅に居住している者の、その敷地内及び隣接する敷地における自己の居住の用に供する目的で建築されるもの又は分家住宅を除く。）</li> <li>2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿</li> <li>3. 店舗（ガソリンスタンドを除く。）又は飲食店のうちその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもの。</li> <li>4. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）130条の6の2で定める運動施設</li> <li>5. カラオケボックス又はダンスホール</li> <li>6. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、勝車投票券発売所又は勝船投票券発売所</li> <li>7. 集会場</li> <li>8. 図書館又は博物館</li> <li>9. 自動車教習所</li> <li>10. 神社、寺院又は教会</li> <li>11. 公衆浴場</li> <li>12. 畜舎</li> <li>13. 社会福祉施設<sup>※2</sup></li> </ol>		
		建築物の敷地面積の最低限度	<p>1,000㎡ ただし、公益上必要な建築物の敷地とする場合、現に<sup>※3</sup>建築物の敷地として使用されている土地について、その全部を一つの敷地として使用する場合、現に<sup>※3</sup>存する敷地に隣接する敷地において建築する場合及び分家住宅の敷地とする場合については、適用しないものとする。</p>		
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1.0m以上とする。ただし、現に<sup>※3</sup>存する住宅に居住している者の、その敷地内及び隣接する敷地における自己の居住の用に供する目的で建築されるもの又は分家住宅を除く。</p>		
かき又はさくの構造の制限	<p>道路に接する部分に、かき又はさくを設置する場合は、原則として生垣とする。その他の構造とする場合は周辺の景観を損ねないもので、透視可能なものとする。ただし、現に<sup>※3</sup>存する住宅に居住している者の、その敷地内及び隣接する敷地における自己の居住の用に供する目的で建築されるもの又は分家住宅を除く。</p>				

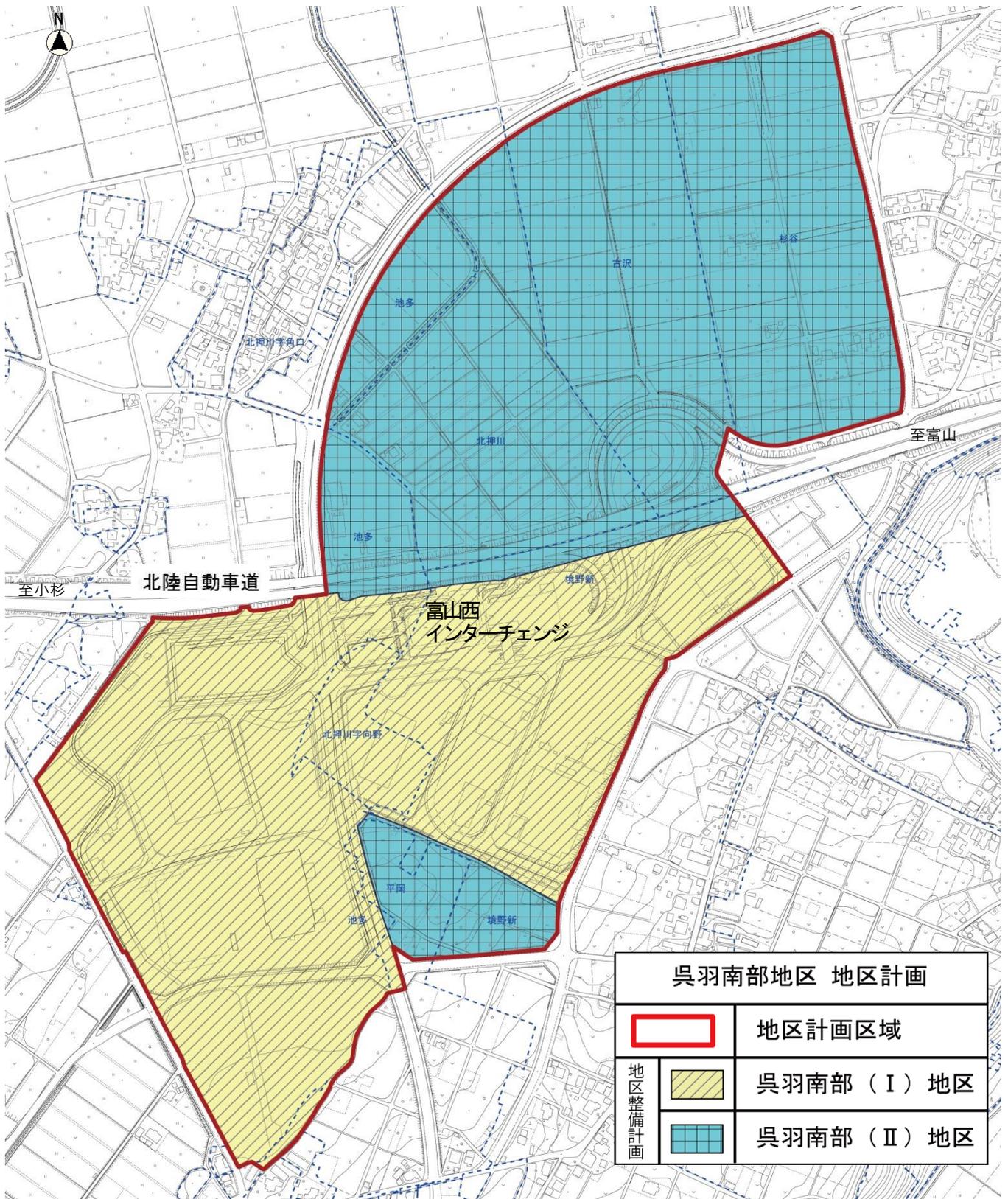
「区域は計画図表示のとおり」

※3 「現に」とは、呉羽南部（Ⅱ）地区における地区計画の告示日をいう。

#### 理 由

新たな市街化区域への編入に併せて、既存の地区計画の区域と市街化区域に編入する区域の一体的な産業環境の形成を図るため、地区計画の区域や内容の一部を変更するもの。

# 呉羽南部地区計画 範囲図



<b>呉羽南部地区 地区計画</b>		
	地区計画区域	
地区整備計画		呉羽南部 (I) 地区
		呉羽南部 (II) 地区